(介護予防) 訪問入浴介護

I 概 要

- 訪問入浴介護・・・・・・居宅等において介護を受ける要介護者に対して、看護・介護職員が 入浴車等で訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいいます。
- 〇 介護予防訪問入浴介護・・居宅等において支援を受ける要支援者に対して、看護・介護職員が 入浴車等で訪問し、浴槽を提供して行われる、介護予防を目的とした、入浴の介護をいいます。
- 訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護は、同一の事業所において一体的に運営することができます。

Ⅱ 指 定 基 準

1 人員基準

区分	1	基準
従業者		
看護職員	・1 人以上	うち 1 人以上は 常勤
介護職員	・2 人以上	プグ 1 八以上は市勤
管 理 者	· 常勤、 原則として	専従

《留意事項》

【従業者】

訪問入浴介護従業者の員数は、次の基準のとおりとしてください。

- ① 1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行う。
- ② ①の職員のうち、1人をサービスの提供の責任者とする。
- ③ 入浴により、利用者の身体の状況等に支障を生ずる恐れがないと認められる場合は、主治医の意見を確認の上、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

【管理者】

管理者は、管理業務に支障がない場合は、次の職務を兼務することができます。

- ① 当該事業所の従業者の職務
- ② 特に支障がない範囲内(同一敷地内、道路を隔てて隣接等)にある事業所等の管理者又は従業者の職務(ただし、管理すべき事業所数が過剰であったり、併設の入所施設で入所者に対しサービス提供を行う看護・介護業務などは、支障があると考えられます。)

【常勤】

- ・ 勤務時間数が事業所で定められている「常勤従業者の勤務時間(週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本)」に達していることをいいます。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(S47 法律 113)に規定する措置(母性健康管理措置)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(H3 法律 76)に基づく所定労働時間の短縮措置の対象者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を 30 時間として取り扱うことができます。
- ・ 同一事業者による併設事業所で、同時並行的に行われることが差し支えない職務に従事 する場合については、それぞれの職務の勤務時間の合計が「常勤従業者の勤務時間」に達 していれば常勤とみなされます。

【専従】

その事業所における勤務時間帯を通じてその職務以外の職務に従事しないことをいい、常 勤・非常勤の別は問いません。

2 設備基準

区分	基準
専用の区画(事務室)	・必要な広さ
設備・備品	・訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等設備及び備品

《留意事項》

- 1 事務室については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保してださい。
- 2 設備及び備品については、訪問入浴介護に必要な浴槽(身体の不自由な人が入浴するのに適したもの)、車両(浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの)等の設備及び備品等を確保してください。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮してください。
- 3 事務室、設備及び備品等は、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合で、支障がない場合には他の事業所、施設等のものを使用することができます。

3 運営基準

運営に当たっての主な基準です。

	X	分		基準
重説	要	事 項	の 明	あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
提禁	供扌	百否	の 止	正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。
利	用	料	等	1 指定(介護予防)訪問入浴介護の利用料(介護報酬の1割~3割) 2 法定代理受領サービスに該当しない場合の利用料(介護報酬の10割相当) 3 利用者の選定により「通常の事業の実施地域以外」で行う場合の交通費 4 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等にかかる費用

協力医療機関	指定(介護予防)訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定めておくこと。
運営規程	事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めること。 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定(介護予防)訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 サービス利用に当たっての留意事項 7 緊急時等における対応方法 8 虐待の防止のための措置に関する事項 (*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務) 9 その他運営に関する重要事項
勤務体制	1 適切な指定(介護予防)訪問入浴介護を提供できるよう事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めること。 2 全ての従業者(看護師、介護福祉士等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。(新たに採用した従業者は、採用後1年間の猶予期間あり)(*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務)
業務継続計画の 策 定 等	感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるための計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施すること。(*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務)
掲示	事業所の見やすい場所に次に掲げる重要事項を掲示等すること。 1 運営規程の概要 2 従業者の勤務の体制 3 その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
地域との連携	事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定(介護予防) 訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定(介護予防) 訪問入浴介護の提供を行うよう努めること。
苦情処理体制	利用者及びその家族からの苦情受付窓口を設置し、苦情を処理するための体制及び手順等を定めること。
事故対応	事故が発生した場合には、市町村、その利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じること。
記録の整備	利用者に対する(介護予防)訪問入浴介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存すること。

《留意事項》

【協力医療機関】

協力医療機関を定めるにあたっては、次の点に留意してください。

- ① 通常の事業の実施地域内にあることが望ましい。
- ② 緊急時に円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておく。

【勤務体制】

1 勤務表は、原則として月ごと作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。

- 2 従業者は、雇用契約その他の契約により、管理者の指揮命令下にあることとしてください。
- 3 令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての訪問入浴介護従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じてください。

4 その他

ここに記載した基準は、次の基準等から主な事項を抜粋したものです。介護保険法令のほか、これらの基準等を確認してください。

- ・ 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
 - (平成25年静岡県条例第25号)
- 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

(平成25年静岡県規則第9号)

・ 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(平成25年静岡県条例第28号)

指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

(平成25年静岡県規則第13号)

[→]https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/kaigoshidou-kijyunnjyourei0328.html

Ⅲ 介護給付費算定に係る基準等

◎ 訪問入浴介護費の算定構造

- ・ 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている場合は、 訪問入浴介護費は算定できません。
- ・ 指定(介護予防) 訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定(介護予防) 訪問入浴介護事業所と同一建物に居住する利用者又は指定(介護予防) 訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定(介護予防) 訪問入浴介護を行った場合には、所定単位数の90%になります。

また、指定(介護予防)訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定(介護予防)訪問入浴介護事業所と同一建物に居住する1月当たりの利用者が50人以上の場合は、所定単位数の85%になります。

◎ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算については、<u>算定を受けようとする月</u> の前々月の末日までに介護職員(等特定)処遇改善加算届出書等の提出が必要です。

これ以外の介護給付費の算定に関しては、

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)

を確認してください。

→ https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html